

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	病院施設における空調用冷水・温水ポンプへのインバーター制御設備（エコビジョン）導入による排出削減事業
排出削減事業者名	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 （その他関連事業者名：なし）
事業実施場所	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 （住所：宮城県仙台市青葉区台原 4 丁目 3-21）
事業の概要	定格にて動作している空調用冷水・温水ポンプに対し、インバーターおよび制御設備を導入することで負荷に応じた運転を行えるようにする。これによりポンプの消費電力を削減する。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数の場合】 2012 年度：38tCO ₂ /年 （事業実施期間合計 38 tCO ₂ ） 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2012 年度：30 tCO ₂ /年 （事業実施期間合計 30 tCO ₂ ）
国内クレジット認証期間	開始日 2013 年 1 月 26 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 005 「間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入」

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院（住所：宮城県仙台市青葉区台原 4 丁目 3-21）</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012 年 11 月 19 日、2013 年 1 月 30 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、事業者および関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを、事業者への質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>入手した根拠資料、質問及び検算により、本排出削減事業の投資回収年数が 5.3 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>事業者は計画的に省エネ活動に取り組んでいる。病院内の主要施設は検査機器等であり、設備の稼働停止による節電には限界があることから、冷水・温水二次ポンプの送水能力制御機器を導入することは省エネに有効である。既存設備（冷水・温水ポンプ）は継続して利用でき、CO₂ 排出量を減らしたいという事業者の考えに、国内クレジット活用によるクリーンな事業がマッチしたことから、本事業の実施に至ったことを</p>

	確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	事業所視察の当日、審査に立ち会った関係者への質問により、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 005 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認した。</p> <p>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</p> <p>適用条件 1 については、事業サイトの視察、仕様書を通じて、既存のポンプ・ファン類の設備に、インバーター制御装置を付加することで可変能力制御を導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察、仕様書を通じて、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（年間稼働時間）のデータを計測できることを確認した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし

以上